

長南町立小学校跡地活用検討委員会基本方針（抜粋）

■ 6. 検討の進め方

本検討委員会では、次のような進め方で検討委員会としての考え方をまとめ、町長に報告することとします。

（1）検討対象

小学校跡地の情報は、インターネット等を用いた情報発信をはじめ、その他の企業誘致の取り組みにより、民間企業及び各種団体等に対して広く情報発信を行います。これにより、長南町立小学校跡地への進出を希望する企業等が現れた場合、事業計画書の提出、事業内容の説明を受け、メリット・デメリットを整理していきます。

また、長南町立小学校跡地に進出する企業等に対して、町として可能な支援策についても、併せて検討します。

（2）検討の基準

各学校の具体的な検討にあたっては、次のような観点で検討します。

- ① 本基本方針との整合性
- ② 事業計画の妥当性（実現性、継続性、安定性、資金計画、運営体制など）
- ③ 経済波及効果
- ④ 雇用機会の創出
- ⑤ 行政需要への対応
- ⑥ 地域貢献度
- ⑦ 地域住民の合意形成

小学校跡地活用の基本的な流れ

①企業からの問合せ ⇒ 活用希望内容を聞き取る。

※町内他社と同業種、又は競合する場合は断るが、相乗効果が期待できる場合は②へ進める。



②現地案内 ← 活用希望内容が基本方針と大きく乖離している場合は断る。



③企画提案書（案）の精査 ⇒ 現地視察を踏まえた企画提案書の提出してもらい、跡地活用基本方針の7項目に沿って精査し、整合性がとれている場合は④に進める。



④検討委員会にて審査
(合意形成1) ⇒ 跡地活用検討委員会委員により審査会を実施し、結果を町長に報告する。



⑤町長判断 ⇒ 検討委員会の報告を受け、「誘致」または「断念」の方針を決定する。



⑥議会全員協議会 ⇒ 誘致する方針の場合、その方針と事業内容等を報告する。
(合意形成2)



⑦住民説明会 ⇒ 住民に事業内容等を説明し、意見を聞く。
(合意形成3)



⑧議会提案・承認 ⇒ 住民説明会で反対意見など、断念する要素がなければ、関係議案を提出する。



⑨使用貸借契約

※あくまで基本的な流れであり、状況に応じて変更を加える場合もある。